

山梨県休業要請協力金（臨時特別協力要請（令和3年8月14日～8月22日）分）に係る「よくある質問と回答」（山梨県のホームページにも掲載し、随時更新しています。）

令和3年10月25日、11月25日一部改正（変更箇所赤字）

質問1：ホテル又は旅館のうち、レストラン・宴会場など専ら飲食を提供するスペースにおいて、要請期間中に宿泊客への飲食の提供を行わない又は飲食の提供を5時から20時までに短縮した場合、協力金の交付対象となるか。

答え：宿泊客への個別の飲食の提供で使用する場合は要請の対象から除いているため、宿泊客への飲食の提供を行わない又は宿泊客への飲食の提供を5時から20時までに短縮した場合については、交付対象となりません。

質問2：ホテル又は旅館のうち、協力金の交付対象となるのはどのような場合か。

答え：グリーン・ゾーン認証施設のホテル又は旅館のうち、レストラン・宴会場など専ら飲食を提供するスペースにおいて、宿泊客以外への飲食の提供を行っている施設が、通常時5時から20時までの時間帯を超えて行っている宿泊客以外への飲食の提供を要請期間中5時から20時までに時間を短縮して営業した場合や、宿泊客以外への飲食の提供を行わない場合、協力金の交付対象となります。

質問3：休業と時間短縮営業（食事提供施設とホテル・旅館に限る）を組み合わせる協力した場合も協力金の交付対象となるか。

答え：協力金の交付対象となり得ます。協力金は休業した日数と時間短縮営業の日数にそれぞれの単価（1日当たりの協力金支給額）を乗じて計算します。なお、時間短縮営業の協力金は、通常時5時から20時までの時間帯を超えて営業している施設が5時から20時までに時間を短縮して営業した場合に交付対象となります。

質問4：要請期間の途中から休業等した場合でも協力金の交付対象となるか。

答え：要請期間の途中から休業または時間短縮営業（食事提供施設とホテル・旅館に限る）した場合でも、休業等を開始した日から8月22日まで連続して休業等を行うことで交付対象となり得ます。

質問5：「8月の1日当たりの売上高」はどのように計算するのか。

答え：申請要領3頁の※4に記載するとおり、申請者が次のいずれかの計算方法を選択して申請するものとします。

- イ. 月単位方式 ロ. 要請期間方式 ハ. 令和2年9月以降に新規開店した店舗に関する特例

質問 6 : 食事提供施設が休業中に宅配・テイクアウトサービスを行った場合、協力金の交付対象となるか。

答え : 宅配・テイクアウトサービスは休業等の要請の対象ではないため、協力金の交付対象となり得ます。休業等の要請の対象とならない事業の例は次のとおりです。

- イ. 宅配やテイクアウトサービス
- ロ. ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供
- ハ. イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ニ. 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ホ. ネットカフェ・漫画喫茶
- ヘ. 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ト. 不特定多数の利用者に対する飲食の提供を行わない施設（学生食堂など）

質問 7 : 本協力金と国の月次支援金を両方受け取ることはできるか。

答え : 本協力金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用しており、本協力金の支給対象となった事業者は、国の月次支援金（8月分）の支給対象外となります。

質問 8 : 休業要請を個別解除された施設（グリーン・ゾーン認証移行中施設）だが、グリーン・ゾーン認証の申請を行っていない場合、協力金の交付対象となるか。

答え : グリーン・ゾーン認証移行中の施設は交付対象ではありません。グリーン・ゾーン認証を受けた施設（8月12日申請（消印有効）まで含む）である必要があります。

質問 9 : 変異株対応のグリーン・ゾーン認証を取得していないと、協力金の対象にならないのか。

答え : グリーン・ゾーン認証が旧基準の場合も協力金の交付対象となり得ますが、変異株対応のグリーン・ゾーン認証を令和3年10月31日までに申請し、認証取得のため最善の努力を行うことを協力金の申請書において誓約していただきます。

質問 10 : 通常時に昼間のみ営業する食事提供施設（グリーン・ゾーン認証施設）が、8月14日から21日まで休業し、22日に昼間の営業を行った場合、協力金の交付対象になるか？

答え : グリーン・ゾーン認証施設は、5時から20時までの時間帯に営業することを可としていることから、22日に昼間の営業を行っても14日から21日までは協力金の交付対象となります。なお、22日は協力金の交付対象とはなりません。

質問 11：通常時に昼間のみ営業する食事提供施設（グリーン・ゾーン認証施設）が、8月14日から20日まで休業し、21日に昼間の営業を行い、22日に休業した場合、協力金の交付対象となるか？

答え：グリーン・ゾーン認証施設は、5時から20時までの時間帯に営業することを可としていることから、21日に昼間の営業を行っても14日から20日までと22日は協力金の交付対象となります。なお、21日は協力金の交付対象とはなりません。

質問 12：協力金の計算は施設毎に行うのか？それとも事業者毎か。

答え：協力金の計算は、施設毎の売上高により1日当たりの単価を決定し、施設毎に計算します。詳しくは申請要領の2頁、3頁をご覧ください。

質問 13：営業時間を20時までに短縮するとはどういうことか。

答え：20時までに店内にお客様がいない状態にしていただく必要があります。

質問 14：大企業が経営する施設も協力金の支給対象になるのか。

答え：対象施設が交付要件を満たしていれば、大企業でも対象になります。

質問 15：本社が県外にあっても協力金の支給対象になるのか。

答え：県内に所在する対象施設が交付要件を満たしていれば、対象になります。

質問 16：飲食店の営業許可が失効していたが協力金の支給対象になるか？

答え：営業許可が失効していた場合、そもそも営業が出来ないため、支給対象とはなりません。

質問 17：民泊や民宿は協力金の支給対象となるか？

答え：民泊は旅館業法の営業許可でないため対象外。旅館業法の旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を受けた民宿は、支給要件を満たせば対象となります。

質問 18：ホテル・旅館内の施設で、飲食店営業としてはグリーン・ゾーン認証を取得していないが支給対象となるか？

答え：宿泊施設がグリーン・ゾーン認証を取得していれば、ホテル・旅館として対象となります。

質問 19：宿泊施設の中に宴会場のほかに飲食店がある場合、別々の支給対象となるか？

答え：飲食店が宿泊施設とは別にグリーン・ゾーン認証を受けていれば別々に対象となります。

質問 20 : 以前は 20 時以降も営業していたが、コロナの影響により最近 20 時に閉店していた場合は、対象にならないのか？

答え : コロナの影響前に 20 時以降まで営業しており、コロナの影響以後に 20 時までに営業時間短縮した場合は対象になります。令和元年 8 月以降の営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

(11 月 25 日修正)

質問 21 : オンライン申請の受付はいつ始まるのか。

答え : 令和 3 年 11 月 25 日 (木曜日) からオンラインによる申請の受付を開始しました。(申請期限は令和 3 年 12 月 28 日)
次のアドレスの受付システムからオンラインによる申請を行ってください。

https://va.apollon.nta.co.jp/yamanashi_rinji_manbou